

漁業災害補償法の規定による特定養殖業に係る一定の区域（平成14年岩手県告示第902号の3）の一部を次のように改正する。
 ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の7の共済責任期間の開始日が平成24年9月24日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成24年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
1 わかめ養殖業		1 わかめ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
吉里吉里加入区	上閉伊郡大槌町吉里々々の一部及び吉里吉里一丁目から吉里吉里四丁目までの区域	大槌町加入区	新おおつち漁業協同組合の地区の区域
大槌加入区	上閉伊郡大槌町大槌、安渡、新港町、港町、大町、須賀町、栄町、小槌、吉里々々の一部及び赤浜の区域	[略]	
[略]		[略]	
2 こんぶ養殖業		2 こんぶ養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
大槌町加入区	大槌町漁業協同組合の地区の区域	大槌町加入区	新おおつち漁業協同組合の地区の区域
[略]		[略]	
3 ほたて貝養殖業		3 ほたて貝養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
吉里吉里加入区	上閉伊郡大槌町吉里々々及び吉里吉里一丁目から吉里吉里四丁目までの区域	大槌町加入区	新おおつち漁業協同組合の地区の区域
大槌加入区	上閉伊郡大槌町小槌、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目から赤浜三丁目まで及び新港町の区域	[略]	
[略]		[略]	
4 特定かき養殖業		4 特定かき養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
[略]		[略]	
吉里吉里加入区	大槌町漁業協同組合の地区のうち上閉伊郡大槌町吉里々々及び吉里吉里一丁目から吉里吉里四丁目までの区域	大槌町加入区	新おおつち漁業協同組合の地区の区域
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。